

くらし

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

保険料の免除制度があります

国民年金保険料の納付が困難な場合には、本人の申請手続きにより保険料が「免除」「一部納付（一部免除）」または「猶予」されます。

免除（全額免除・一部納付）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に全額免除または一部納付となります。

若年者納付猶予申請

30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

学生納付特例申請

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。

保険料免除を申請する人は、年金手帳および納付書、印鑑、離職票または雇用保険受給資格者証等を持って、市民課または各支所で手続きをしてください。

※免除を申請する人は、必ず確定申告をしてください。なお、確定申告をしていない人は、税務課または各支所で相談してください。

※転入した人は、前住所地（平成24年1月1日現在）の所得課税証明書が必要です

社会保険労務士による年金相談

日時 3月13日（水）午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館

持参品

年金手帳や年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要

▼問い合わせ

街角の年金相談センター高松（オフィス）  
☎087（811）6020

お知らせ

詫間駅南駐輪場が無料に

▶問い合わせ 施設管理課 ☎73-3004



詫間駅南駐輪場を、4月1日（月）から無料開放します。利用される皆さんは、秩序ある駐輪を心がけ、ご利用ください。

お知らせ

急速充電器が完成しました

▶問い合わせ 管財課 ☎73-3003



（株）日産自動車から寄贈のあった急速充電器の運転を開始しました。現在は使用状況調査のため、無料で使用できます。

場所 豊中町農村環境改善センター前駐車場

運転時間 24時間（年中無休）

くらし

3月31日・4月7日 年度始めの日曜日を開庁します

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

就職や転勤、就学などで、転出・転入が多くなる3月と4月の日曜日に、市役所（本庁舎）を開庁します。ただし、国の機関や他市町へ確認が必要な業務は、対応できないこともあります。

受付業務

住民票・戸籍等	住民異動届の受付
	住民票の写し、戸籍等の証明発行
	印鑑登録、印鑑登録証明の発行
	国民年金の手続き
税 務	各種納税証明の発行
	市税の納付
保険・福祉	国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療の手続き
	介護保険認定者の転出・転入の受付
	障害者手帳の手続き
教 育	児童手当、児童扶養手当の受付
	小中学校の児童、生徒の転出・転入の受付
水 道	幼稚園の園児の転出・転入の受付
	開閉栓の手続き
	水道料金の納付
※開庁日以外の土・日曜日、祝日も水道局（☎62-1133）で手続きや納付ができます。	

開庁日

3月31日（日）・4月7日（日）

受付時間

午前8時30分～午後5時

開庁場所

三豊市役所1階  
（市民課ほか）



業務内容

住民の転出・転入手続きと、それに伴う関連業務

※各支所では、従来の日直業務は行っていますが、開庁はしていません

くらし

軽自動車税の課税および減免

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

軽自動車税は4月1日に課税します  
異動手続きは3月31日までに！

軽自動車やバイクの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。他人に車を譲ったり廃車にした人、住所が変わった人は、3月31日までに異動手続きをしないと、いつまでも課税されたり、納税通知書が手元に届かないことがあります。早めに手続きをしてください。

種 類	受 付 窓 口
原動機付自転車 （512.5cc以下） 小型特殊自動車 （農耕用・その他）	税務課 ☎73・3006 各支所
二輪の軽自動車 （126cc～250cc） 二輪の小型自動車 （251cc以上）	四国運輸局香川運輸支局 高松市鬼無町20-1 ☎050（5540）2075
軽自動車（二輪を除く）	軽自動車検査協会香川主管事務所 高松市国分寺町福家甲1258-18 ☎087（870）6676 ☎087（870）6637（案内）

軽自動車税の減免

障害者手帳等の交付を受けている人は、一定の要件を満たす場合に軽自動車税の減免を受けることができます。

- ・障害者本人が所有する軽自動車で、本人が運転するもの
- ・障害者本人が所有する軽自動車で、主に本人の通学、通院、通所または生業のために、生計を同じくする家族が運転するもの
- ・車の構造が障害者のためのものと認められるもの

平成25年度分の申請期限は、5月24日（金）です

身体障害者減免を受けている車両は、申請事項に変更がない限り、再申請は不要です。